

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成22年 2 月 3 日

水 曜 日

第 3134 号

目 次

内水面漁場管理委員会指示	
さくらます採捕規制	1
水産動物採捕規制	2

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

さくらます採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、さくらます採捕について次のとおり指示する。

平成22年 2 月 3 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 石 田 清 保

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の期間の欄に掲げる期間、さくらますを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	漁具又は漁法	期間
神通川	河口から富山火力発電所油送橋までの区域	手づり及びさおづり	平成22年 4 月 1 日から 平成22年 7 月31日まで
庄川	河口から高新大橋上流端までの区域		

富山県内水面漁場管理委員会指示第 5 号

水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

平成22年 2 月 3 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 石 田 清 保

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の期間の欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで